



安城市とシーホース三河株式会社との地域活性化に関する包括連携協定書

安城市とシーホース三河株式会社（以下、「両者」という。）は、次のとおり地域活性化に関する包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、バスケットボールというスポーツ活動を通じて、両者が相互に連携協力することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、両者は、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について連携協力するものとする。

- （1）市民の健康増進に関すること
- （2）地域の安全・安心に関すること
- （3）地域産業の振興・地産地消に関すること
- （4）子育て支援・青少年の健全育成に関すること
- （5）情報発信、市民サービスの向上に関すること

（個別の事業等）

第3条 連携協力事項に関して実施する事業の具体的な内容、実施方法等については、両者協議の上、別に定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 両者は、第2条に掲げる連携協力事項の実施により知り得たこの協定の他の当事者の秘密（当該当事者が秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを含む。）を漏らしてはならない。

2 両者は、法令又は条例に基づく場合を除き、第2条に掲げる事項の実施により知り得た個人情報（安城市個人情報保護条例（平成12年12月21日条例第50号）第2条第3号に規定する個人情報をいう。）を第1条の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（漏洩を含む。）してはならない。

3 両者は、この協定が前条の有効期間を満了し又は協定の解除により効力を失った後も、前2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、本協定の期間満了日の1か月前までに、両者いずれからも本協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、両者協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、両者署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和2年1月30日